

優先入居について

次のいずれかに該当し一定の条件を満たす方については優先的に抽選を行います。
更に3つ以上該当する方については、その該当する事項の多い方から入居者を選考します。

- ① 海外からの引揚者 ② 中国残留邦人 ③ 炭鉱離職者
- ④ 母子・父子世帯（事実婚を含む）で20歳未満の子を扶養している方
- ⑤ 60歳以上の方（同居者がいる場合、同居者は配偶者、親族で概ね60歳以上の方及び親族で18歳未満の方に限ります。）
- ⑥ 入居申込者又は同居者が、次のいずれかに該当する場合
 - (1) 戦傷病者手帳をお持ちの方で恩給法別表第1号表ノ2に規定する程度の障害又は別表第1号表ノ3に規定する第1款症の程度の障害のある方
 - (2) 原子爆弾被爆者で厚生大臣の認定を受けている方
 - (3) 身体障害者手帳をお持ちの方で1級から4級までの障害のある方
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1級又は2級の障害のある方
 - (5) 知的障害者で(4)の障害の程度に相当する程度の障害のある方
 - (6) ハンセン病療養所入所者等
 - (7) シックハウス症候群患者
- ⑦ 多子世帯（18歳未満の同居者が3人以上いる場合）
- ⑧ 公共的な事業の施行に伴い立ち退きの要求を受けた方
- ⑨ 帰国被害者等
- ⑩ DV（配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力）被害者
 - (1) 配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の被害者
 - (2) 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の被害者
- ⑪ 犯罪被害者等
 - (1) 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となった方
 - (2) 従前住居またはその付近において犯罪等が行われたため、当該住居に居住することが困難になった方